

学校等の設置者
災害共済給付事業関係者 各位

独立行政法人日本スポーツ振興センター
学校安全部長 岡田 正巳

こども家庭庁への移管に伴う組織変更等のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。令和5年4月1日より「こども家庭庁」が設置されることに伴い、下記のとおり組織等を変更することといたしました。今後も職員一同業務に精励いたしますので、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 所管省庁の変更

JSCが行う災害共済給付に関する事務所掌は、「文部科学省」から「こども家庭庁」に移管されます。
なお、移管に伴う制度及び申請手続等の変更は、予定されておられません。
※ 同封の学校安全ナビ No.48 p.5にも同様の記事を掲載しております。

【根拠規定】

① こども家庭庁設置法(令和4年法律第75号)第4条第1項第10号(抜粋)

第4条

10 こども家庭庁は、前条第1項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)第15条第1項第7号に規定する災害共済給付に関すること。

② 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)第15条第1項第7号(抜粋)

第15条

7 センターは、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

学校の管理下における児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。

以下同じ。)につき、当該児童生徒等の保護者(中略)又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあっては当該生徒若しくは学生その他政令で定める者に対し、災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。以下同じ。)を行うこと。

2. 部署名の変更

	現行	令和5年4月1日以降(変更箇所赤字)
部名	学校安全部	災害共済給付事業部
課名	運営調整課	運営調整課
	災害共済課	共済企画課
	安全支援課	調査課
	システム開発課	システム課
	給付第一課	給付管理課
	給付第二課	東京給付課

※ 各支所(仙台・名古屋・大阪・広島・福岡)の課名は、変更ありません。

誠に勝手ながら、パンフレット等についての表記は、ホームページ掲載分も含め、令和5年4月1日以降、順次変更いたしますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

【本件お問合せ先】

独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全部

担当課	電話番号	担当課	電話番号	担当課	電話番号
運営調整課(東京地域)	03-5410-9158	仙台業務推進課	022-716-2106	名古屋業務推進課	052-533-7821
大阪業務推進課	06-6456-3601	広島業務推進課	082-511-2822	福岡業務推進課	092-738-8720